

eastspring
investments

A Prudential plc (UK) company 

2021年 ESGレポート

イーストスプリング 新興国スタープレイヤーズ

追加型投信／海外／株式



当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシアランス社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号／加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

はじめに

本レポートは『イーストスプリング 新興国スタープレイヤーズ』（以下、当ファンド）の投資先企業に対するESG投資への取り組み状況についてご紹介させていただくものです。ESG投資とは、業績や財務指標だけでなく、環境・社会・ガバナンス（企業統治）への取り組みにも着目して、企業を選別する投資手法であり、世界中の機関投資家のみならず、個人投資家の間でも広がりを見せています。当ファンドの実質的な運用会社であるフォントベル・アセット・マネジメントAG（以下、フォントベル）のESG投資の指針には、投資先企業に対する議決権行使やエンゲージメント（企業経営者との継続的な対話）が含まれており、本レポートでは2021年1月から2021年12月における、この2点の活動にフォーカスしてご紹介させていただきます。

当ファンドの運用プロセス

当ファンドは、新興国の企業または新興国において主たる事業を展開する企業の中から、持続的な成長が期待される銘柄に投資を行っています。高い収益力（投下資本利益率）と競争優位性に加え、ESG理念を兼ね備えた企業（“スタープレイヤー企業”）を特定し、株価の上昇余地が見込まれる約30～50銘柄に厳選してポートフォリオを構築しています。

▶運用プロセス



▶銘柄選定のポイント

- | | |
|------------------|--|
| ① 投下資本利益率 (ROIC) | 各業界内において上位1/4に入る企業を選別 |
| ② 業界内での競争優位性 | 企業の成長性や価格競争力などをスコアリングし、各業界内において総合力で上位1/4に入る企業を抽出 |
| ③ 株価の上昇余地 | 企業の本源的価値を計測し、現在の株価から上昇余地が大きいと見込まれる銘柄を分析 |
| ④ ESG理念 | <ul style="list-style-type: none"> 運用委託先であるフォントベル・アセット・マネジメントAGが独自に設定した基準に合致しているかを確認 業種ごとにESGの評価ウェイトの配分を変更してスコアリングし、一定水準に達しない企業を除外 |

運用プロセスの一貫性の確認およびパフォーマンスの検証のために、ポートフォリオのモニタリングと継続的な分析の実施

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

上記は作成時点において信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではなく、将来予告なく変更が行われることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドの運用プロセスにおけるESG理念

当ファンドは、各セクター固有のESG基準を設け、投資対象企業はそれぞれの最低基準を満たすことが求められます。さらに、ESGの底上げを狙い、議決権行使、エンゲージメントに積極的に取り組んでいます。



議決権行使、エンゲージメントに対する考え方

当ファンドは、各セクター固有のESG基準を設け、投資対象企業はそれぞれの最低基準を満たすことが求められます。さらに、ESGの底上げを狙い、議決権行使、エンゲージメントに積極的に取り組んでいます。

議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクティブ・オーナーシップ（積極的株主行動）は持続可能な投資の中心 ・ 議決権行使は顧客の最善の利益につながる（受託者責任の一部） ・ 議決権行使に際しては、外部専門機関と提携
エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンゲージメント活動に際しては、外部専門機関と提携 ・ 同提携により実際の保有を上回る影響力を行使 ・ 当ファンドの運用チームは提携先の外部専門機関の専門的なリソースと経験からの利益を享受 ・ 企業の経営陣と対話により、懸念事項を直接提起することが可能

上記は作成時点において信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではなく、将来予告なく変更が行われることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

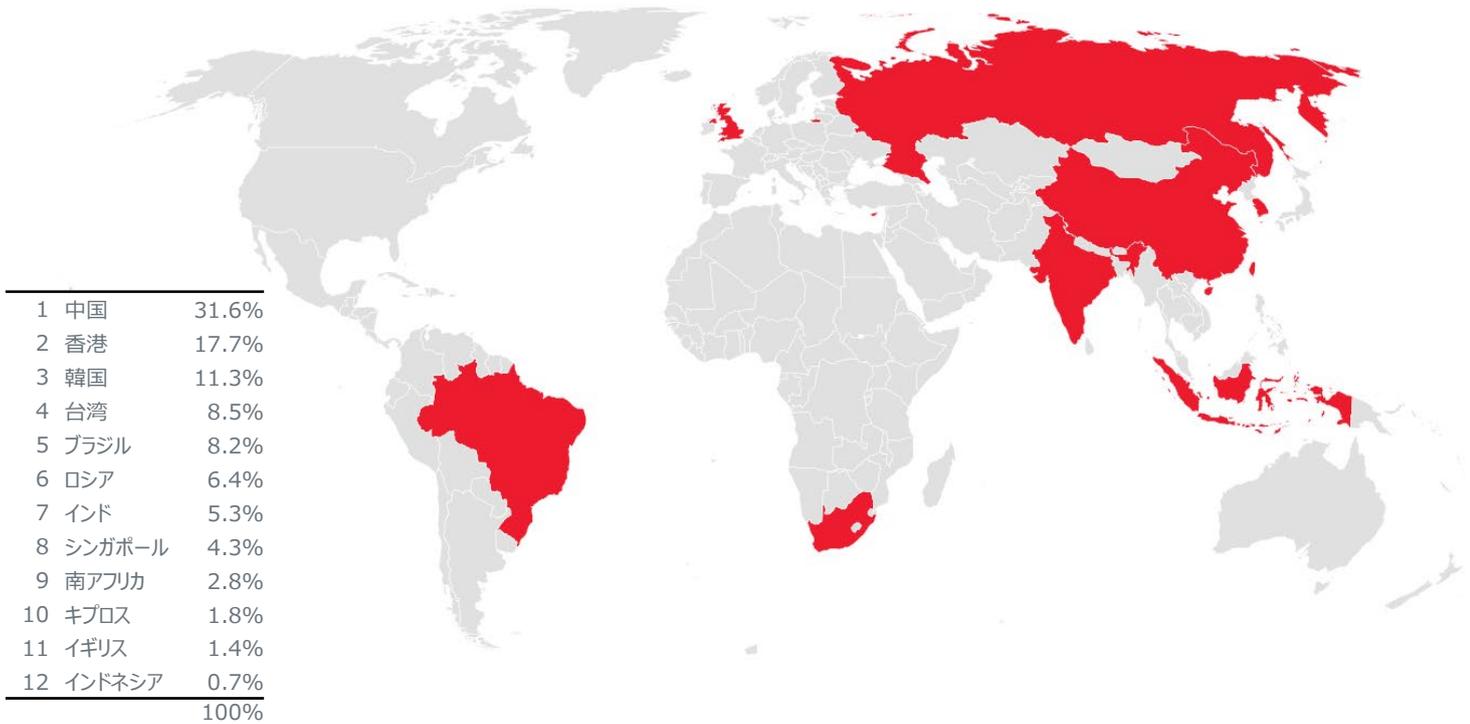
当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

エンゲージメントへの取り組み

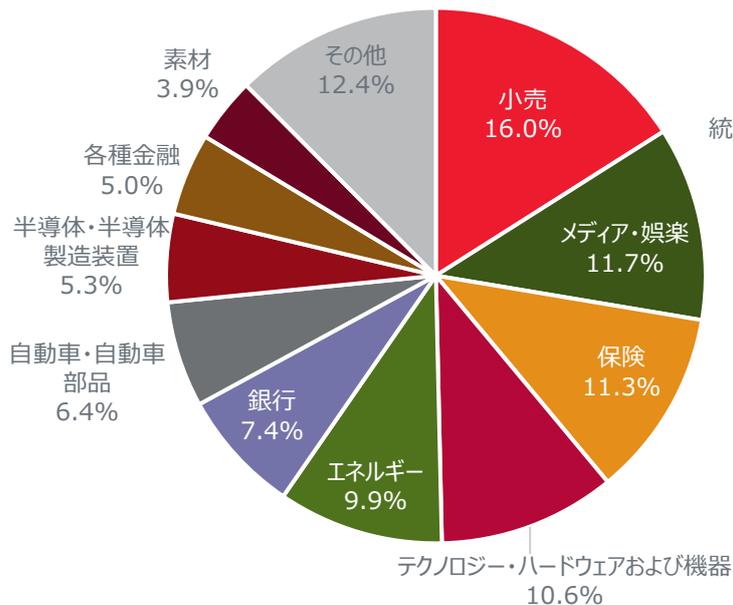
当ファンドの運用チームでは、提携先の外部専門機関を介した投資先企業との積極的なエンゲージメント活動を通じて、問題点や懸念点についての提起を行っています。

2021年1～12月

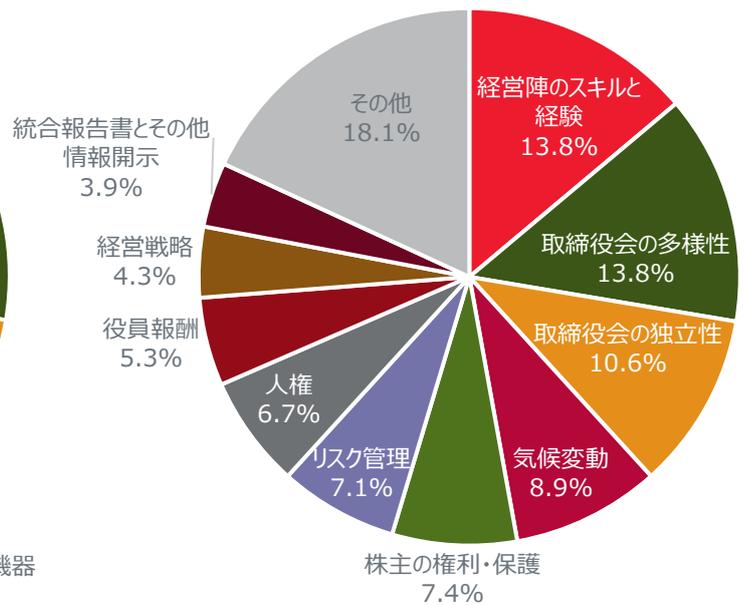
●国・地域別でみたエンゲージメント



●業種別でみたエンゲージメント



●エンゲージメントの対象項目



※ Vontobel Asset Management / Hermes EOSのデータをもとにイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※ 業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにありませぬ。

※ 国・地域は、当該銘柄発行者の所在国・地域を記載しています。

上記は作成時点において信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではなく、将来予告なく変更が行われることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

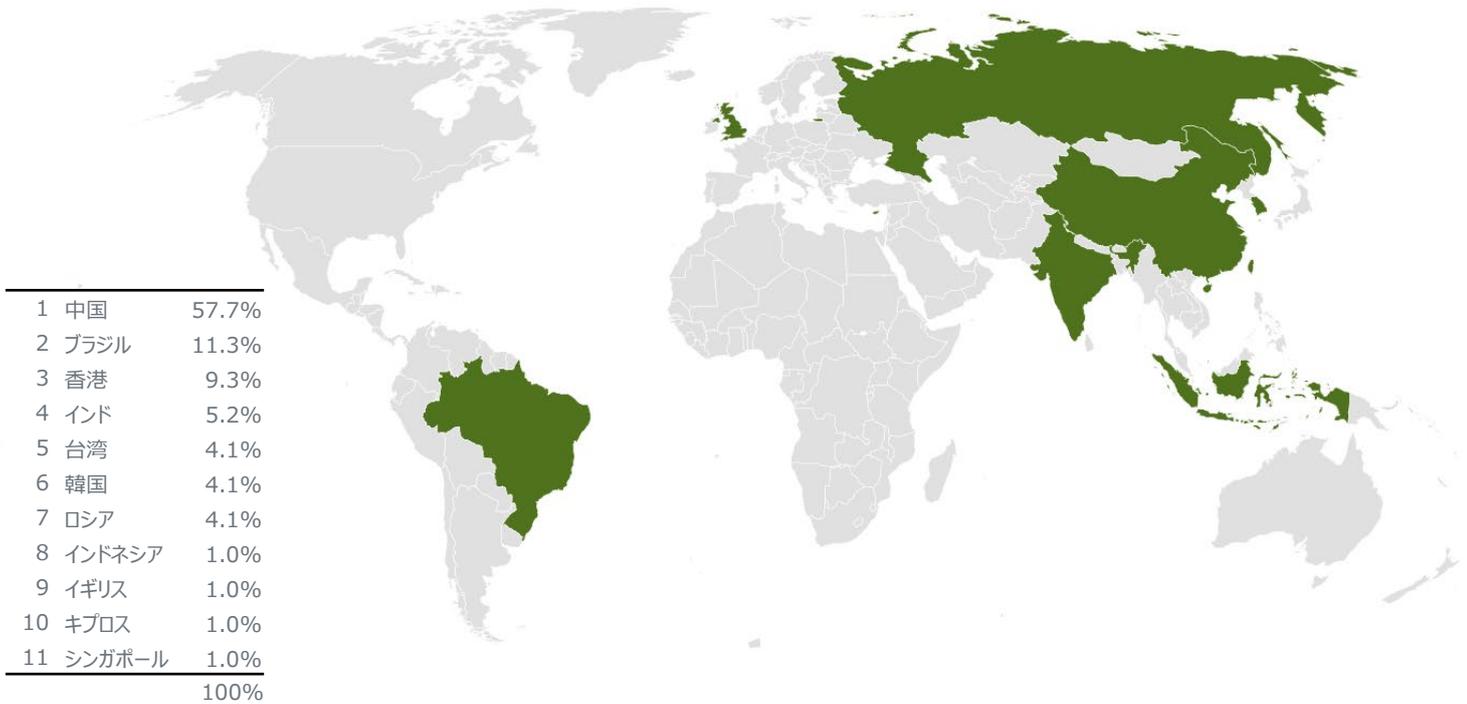
当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

議決権行使への取り組み

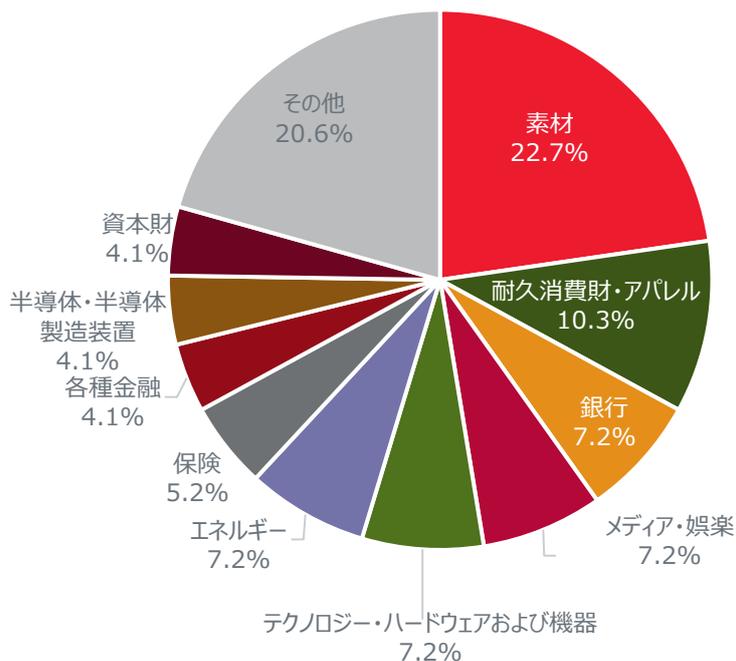
当ファンドの運用チームでは、議決権行使は受託者責任の重要な一部と考えています。提携先の外部専門機関を介した投資先企業に対する議決権行使によって、受益者に最善の利益にもたらすことが期待できます。

2021年1～12月

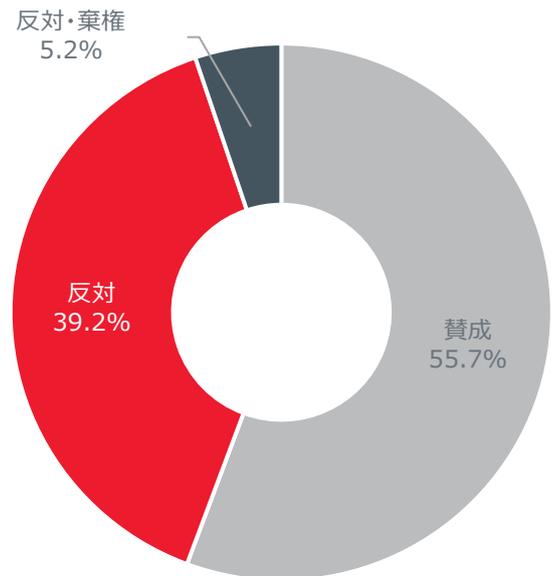
●国・地域別でみた議決権行使



●業種別でみた議決権行使



●議決権行使の状況



※ Vontobel Asset Management / Hermes EOSのデータをもとにイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※ 業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにありませぬ。

※ 国・地域は、当該銘柄発行者の所在国・地域を記載しています。

上記は作成時点において信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではなく、将来予告なく変更が行われることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

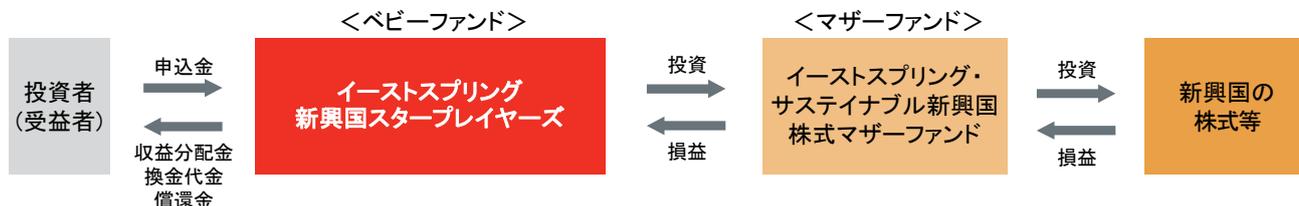
- 1 主として、新興国の株式に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。**
 - ▶ 新興国の企業または新興国において主たる事業を展開する企業の中から、持続的な成長が期待される銘柄に投資を行います。
 - ▶ 株式にはDR(預託証券)が含まれます。
 - ▶ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 2 株式等の運用は、フォントベル・アセット・マネジメントAGが行います。**
 - ▶ フォントベル・アセット・マネジメントAGに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
 - ▶ スイス・チューリッヒを拠点とする新興国の株式投資およびサステイナブル運用戦略に特化したチームの運用力を最大限に活用します。
 - ▶ ESG(環境・社会・ガバナンス)理念に基づくスクリーニングを導入しています。

<フォントベル・アセット・マネジメントAGについて>

- ・1988年に設立されたグローバルに展開するアクティブ運用会社。
- ・スイスに本拠地を置き、運用資産総額は約1,476億スイスフランに上ります(約17.7兆円、2021年6月末現在)。
- ・戦略ごとに専門性をもった運用チームを配するマルチ・ブティック・アプローチによって、株式、債券およびマルチアセットの運用に注力しています。

ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・サステイナブル新興国株式マザーファンド」への投資を通じて、主として新興国の株式に投資します。
- ◆ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- 3 銘柄選定にあたっては、「投下資本利益率」、「業界内での競争優位性」、「株価の上昇余地」、「ESG(環境・社会・ガバナンス)理念」に着目します。**

ESG(環境・社会・ガバナンス)理念とは

持続可能(サステイナブル)な社会の発展に貢献するため、以下の3つの要素を重視した経営理念のことで...

- Environment(環境)
- Social(社会)
- Governance(ガバナンス(企業統治))

ESGの要素に着目することで、投資対象企業の成長の持続性や、財務情報からだけでは判断できないリスクを見極めることにつながると考えられます。



- 4 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。**
 - ▶ 原則として、対円での為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 5 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。**
 - ▶ 原則として、毎年4月24日および10月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
 - ▶ 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的な組入外貨建資産において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の変化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。また、業種により外国人保有制限がある場合には組入れの際に制限を受けることがあります。さらに、新興国の中には、現地の法制度の制約により保有証券が混蔵保管となるため、議決権行使が制約を受けた場合、当ファンドの価値に影響が生じるおそれがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となる場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額に影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②チューリッヒの金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ③香港の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	2018年10月26日から2028年10月24日まで
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月24日および10月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.98%(税抜1.80%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。	
	<運用管理費用(信託報酬)の配分>	
	委託会社	年率1.100%(税抜1.00%)
	販売会社	年率0.825%(税抜0.75%)
受託会社	年率0.055%(税抜0.05%)	
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
今村証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第3号	○			
エイチ・エス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第35号	○			
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
香川証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第3号	○			
ちばぎん証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第114号	○			
野村證券株式会社	○		関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
北洋証券株式会社	○		北海道財務局長(金商)第1号	○			
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。